

税

【問い合わせ】

■入湯税について

税務出納課町民税係 ☎ 85-6132

■都市計画税について

税務出納課資産税係 ☎ 85-6133

のまめ知識

町で課税している目的税の令和元年度状況を紹介します（目的税とは法律で使い道が決められている税金のことです）。

●入湯税

入湯税は、町内の「温泉」を利用した人が負担する税金で、環境衛生施設や鉱泉源の保護管理施設・消防施設・観光施設などの整備および観光の振興などにその使い道が定められており、白鷹町では温泉源の保護管理や観光の振興に使われています。町内で営業している温泉施設は3カ所あり、令和元年度の納税額は401万円でした。

【参考：令和元年度の入湯税額】

・宿泊利用 一泊につき 150円

・日帰り利用 一日につき 50円

※12歳未満の人には課税されません。

※学校の教育活動に伴う利用の場合で、学校長の証明がある場合は減免されています。

●都市計画税

都市計画税は、都市計画区域のおおむね用途地域にある土地や家屋にかかる税で、都市計画法に基づく道路・公園・下水道などの都市計画事業や土地区画整備事業に充てられるもので、白鷹町では、下水道などの整備に使われています。税率は0.3%で令和元年度の納税額は3,804万円でした。

長井税務署からのお知らせ

【令和2年分年末調整説明会 開催中止のお知らせ】

例年実施していました年末調整説明会については、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止および参加される皆さまの安全を考慮し、中止することとしました。なお、年末調整に関する各種情報については、国税庁HPに年末調整特集ページを掲載するほか、Web-TAX-TVによる動画配信やDVDの貸出を行うこととしております。ご不明な点がございましたら、これらをご活用ください。

【問い合わせ】

長井税務署調査部門

☎ 84-1810（代表）

※音声案内「2番」を選択してください。



年末調整
特集ページ

便利な電子申告のお知らせ

【インターネットによる電子申告等の手続きについて】

「イータックス (e-Tax)」とは？

インターネットを利用して所得税の申告・申請・届出等の手続きができるシステムです。また、税金の納付もダイレクト納付やインターネットバンキング、ペイジー対応のATMを利用して行うことができます。

e-Tax 利用の2つの方式

《マイナンバーカード方式》

マイナンバーカードを用いてマイナポータル経由またはe-Tax ホームページなどからe-Taxへログインするだけで、より簡単にe-Taxの利用を開始し、申告等データの送信ができます。

《ID・パスワード方式》

マイナンバーカードおよびICカードリーダーをお持ちでない方は、税務署で職員との対面による本人確認に基づいて税務署長が通知したe-Tax用のID・パスワードで、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」からe-Taxによる送信ができます。

※その他、詳細についてはホームページ (<https://www.e-tax.nta.go.jp/>) をご覧ください。

【事業主の方ができる電子申告等について】

「エルタックス (eLTAX)」とは？

事業主の方で、インターネットを利用して地方税の申告・申請・届出等の手続きができるシステムです。

法人町民税・固定資産税（償却資産）・個人住民税（給与支払報告書）の申告や届出の手続きがまとめてできますので、とても便利です。

①複数の市町村への申告をまとめて送信できます。

②エルタックス用の無償ソフト「PC desk」または市販の税務・会計ソフトで申告書が簡単に作成できます。

③国と市町村へ、源泉徴収票と給与支払報告書を一元的に送信することができます。

④利用できる時間が平日8時30分から24時となっています。（土日祝日、年末年始を除く。）

※エルタックスを利用するにはパソコン環境の準備や電子証明書の取得など事前準備が必要です。詳細は、ホームページ (<https://www.eltax.lta.go.jp/>) をご覧ください。

【令和3年度（令和2年分）

町・県民税の申告相談について】

今年度も町・県民税の申告相談を実施する予定ですが、申告会場は混み合うため、ソーシャルディスタンスの確保が非常に難しくなることが予想されます。

そこで、新型コロナウイルス感染症の感染予防のためにも、自宅から申告できる「e-Tax」による申告にご協力をお願いします。

【問い合わせ】

税務出納課町民税係 ☎ 85-6132（直通）

10月は「土地月間」です。

一定面積以上の土地取引には届出が必要です。

◎一定面積とは？(届出の必要な土地取引)

【例】

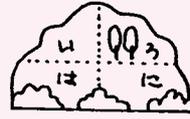
(1)都市計画区域
5,000㎡以上
(5反歩)



(2)都市計画区域以外の区域
10,000㎡以上
(1町歩)



☑一団の土地取引についても届出が必要です。



売る人 (土地) 買う人
甲さん (い) Aさん
乙さん (ろ) Aさん
丙さん (は) Aさん
丁さん (に) Aさん

(い+ろ+は+に) ≧ 一定面積

《届出が必要な取引》

売買、交換／営業譲渡／譲渡担保／代物弁済
／共有持分の譲渡／地上権、賃借権の設定、
譲渡／予約完結権、買戻権などの譲渡 など

※契約後2週間以内に届出しましょう。

●令和2年度地価調査結果について

9月30日に県から令和2年度地価調査結果が公表されました。本町に関するものは次のとおりです。

①対前年変動率(%)

	住宅地	商業地	工業地	全用途
山形県平均	▲0.7	▲1.1	▲0.3	▲0.8
白鷹町平均	▲1.4	▲2.6	▲0.9	▲1.6

②白鷹町基準地価格

基準地の所在	今年価格 (円/㎡)	前年価格 (円/㎡)	変動率 (%)
大字十王字本宿 2934 番 1 (本宿7町内)	6,760	6,850	▲1.3
大字鮎貝字八幡一 1104 番 4 外 3 筆 (新野医院付近)	6,470	6,570	▲1.5
大字鮎貝字内町一 3252 番 (かくた鈴木商店)	8,920	9,160	▲2.6
大字鮎貝字神明六 2886 番 2 外 3 筆 (マルハニチロ食品付近)	6,370	6,430	▲0.9

●地価調査とは

地価調査とは、県内全市町村を対象として、各地域で基準となる土地(これを基準地と言います。)を選んで、その適正な土地価格を公表するもので、土地を売買する際の目安にさせていただくものです。

また、地価調査価格は、国・地方公共団体などが公共用地等を買収する場合の基準とされるほか、国土利用計画法に基づいて土地売買の届出があった土地の取引価格の審査・分析をするときの基準ともされるもので、適正な地価の形成に大きな役割を果たしています。

●土地売買のときには、まず地価調査価格を調べましょう

売買の対象となる土地の条件(土地の形状、道路の条件、最寄駅からの距離、上下水道の整備状況など)を基準地の条件と比較すれば、おおよその適正な価格がわかりますので、土地売買のときには、まず地価調査価格をお調べください。地価調査の基準地は、皆さんの身近なところにあります。

なお、地価調査価格は、7月1日現在の価格ですので、その後の地価動向も考慮する必要があります。

●地価調査結果は、役場で簡単に閲覧できます

地価調査の基準地価格、基準地が接する道路の種類・幅員、基準地の周辺の土地利用状況などを詳しく記載した地価調査の関係書面は、役場で閲覧できるようになっています。また、県のホームページでその内容を公開しています。

●一定面積以上の土地については、売買等の取引をする場合は届出が必要です

市街化区域は2,000㎡、市街化区域以外の都市計画区域は5,000㎡、都市計画区域以外の区域については1万㎡以上の土地の売買などを行う場合は、契約を締結した日を含めて2週間以内に届出が必要ですので、買い主が必ず企画政策課に届け出てください。

【問い合わせ】企画政策課企画調整係 ☎85-6123